

対マレーシア輸出畜水産食品の取扱要領

1. 目的

本要領は、日本からマレーシアに輸出される畜水産食品について、日本の衛生当局発行の衛生証明書の添付が求められていることから、厚生労働省が、マレーシア政府と協議の上、関係営業者が遵守すべき必要な衛生要件及び衛生証明書発行の手続等を定めるものである。

2. 用語の定義

- (1) 対マレーシア輸出畜水産食品：マレーシアに輸出されるヒトの食用に供する動物の肉（牛肉を除く。）及び臓器（牛由来のものを除く。）並びにエビ、カニ及びそれらの加工品（乾燥又は調味したものを除く。）
- (2) 都道府県等：都道府県、保健所設置市及び特別区
- (3) 輸出者：マレーシアに対マレーシア輸出畜水産食品を輸出する者
- (4) 署名担当官：対マレーシア輸出畜水産食品衛生証明書に署名を行う都道府県等の食品衛生監視員

3. 輸出の要件

対マレーシア輸出畜水産食品を輸出する者は、衛生証明書の発行要件に適合することを証する書類を添付して、都道府県等衛生主管部（局）食品衛生担当課長又は保健所長あて発行申請を行う。要件に適合する場合には、都道府県等衛生主管部（局）食品衛生担当課長又は保健所長は衛生証明書を発行する。

4. 衛生証明書の発行

(1) 発行申請

輸出者は、輸出の都度、個別食品ごとに別紙様式1に、以下の書面を添付して、荷口となる施設を管轄する都道府県等衛生主管部（局）食品衛生担当課長又は保健所長あて申請を行う。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）による申請を行う場合にあっては、別添1によるものとする。

- ① 食品衛生法に基づく登録検査機関が発行したもので、別添2に示す基準に適合することが確認できる検査成績書。なお、検体の採取のための開梱数、採取量及び試験方法については、以下に定める基準等に従い実施するよう、登録検査機関に対し指示すること。

〈開梱基準〉

申請品目毎に1ロットとし、1ロットの梱包数（N）に応じて、以下に示す開梱数（n）を目安とする。

1ロットの梱包数（N）	検体採取のための開梱数（n）
≤ 150	3
151 ~ 1,200	5
≥ 1,201	8

〈採取量及び試験方法〉

登録検査機関が定める方法。

- ② 当該食品が、輸入食品（輸入食品を原料とする場合を含む。）の場合には、当該食品の輸入の際に厚生労働省検疫所が発行している食品等輸入届出済証の写し及び当該届出をした際の食品等輸入届出書の写し。

（2）発行の要件及び審査

発行申請を受理した都道府県等衛生主管部（局）食品衛生担当課長又は保健所長は、次に適合するか否か審査を行う。

- ① 当該食品が別添2に掲げる各基準に適合すること。
② 必要に応じ都道府県等の担当職員が当該食品の調査を行うこと。なお、衛生証明書が発行される時点で、当該食品が国内に存在しない場合にあっては、衛生証明書の発行は出来ないこと。

（3）発行手続

上記（2）の審査の結果、要件に適合すると判断された場合には、都道府県等衛生主管部（局）食品衛生担当課長又は保健所長は、次の事項を参考とし、別紙様式2の衛生証明書に必要事項を記載し、署名担当官が署名した後に原本を輸出者に発行するとともにその写しを保管すること。

- ① 衛生証明書の記載内容について、記載する用語については、基本的に英語記載とすること。
② 「Reference No.」については、都道府県等において独自に管理を行うこと。
③ 「衛生証明書発行機関名及びその番号」は、都道府県等衛生主管部（局）食品衛生担当課又は保健所名及び「都道府県別市町村符号及び保健所符号一覧」（厚生労働省大臣官房統計情報部）の該当符号とする。
④ 「品名」については、一般名及びブランド名を記載することとし、輸送時の管理状態（冷蔵、チルド又は冷凍）の別についても記載すること。
⑤ 「と畜場／食肉処理場又は製造所の名称及び住所」については、貨物が背割りと体の食肉の場合とはと畜場、中抜きと体の食鳥肉の場合は食鳥処理場、カット肉の場合は食肉処理場、未加工のエビ及びカニの場合は水あげ者、加工されたエビ及びカニの場合は製造所の名称及び住所を記載すること。